

正六位勲五等 秋月 新撰模範書

注 ① 龍綱 (天子の大権)

② 序序 (田舎)

③ 嶽 (日が出て来た明らびてさいます)

④ 鴻山 (元利公へ高麗)

⑤ 稱金 (えんさん、公發の爲の寄附金)

⑥ 時季 (とき)

⑦ 小眼 (肖像)

⑧ 紹述 (味筆のあとをよくうけついで、いつそうばつりさせ

て 学務委員某某へ坂本永手等)

明治六年、三の九御殿に佐伯小学校が開校されましたが、間もなく財政難に落ち入り、最悪の事態を迎えまい

窮状を及かぬて、高野子爵は学校に私財数千円を出資されまいを、ほぼえましい出来事です。実に明治十二年の頃です。

その徳をたたえたのが右の一文です。この額は学制百年記念にふさわしい、貴重な文化財の一つといつても過言ではありません。

(附記)

これに私の執筆「佐伯と園水田独歩」を終りませが、余白の都合から前記を利高兼子爵が題額 吾御執筆の記念碑などを御紹介しましよ。

○日清役戦死者高野金作君の碑 (鶴岡海福寺)

○城山遺原之碑 (三ヶ九上段)

○鶴岡村忠魂碑 (佐伯市藤屋、聖山)

○樹村川治氏肖像建設記念碑 (上南、津井公園)

○神崎六平勲徳碑 (鶴見町耳賀浦)

○天満神社鳥居 (弥生町長岩、天満神社)

元藩主と佐伯の人々との結びつきが、いかに深

かつたかがうかがわれます。 (終)

随想

思い出の糸をくぐる

一 大正初期の夏祭 つくりもん

会員 佐 脇 貫 一

明治・大正・昭和のはじめにかけて、佐伯地方の名物であった内所神明祭、船頭町住吉祭の神賑い行事である『つくりもん』や見立細工は、郷土人の忘れることのできない思い出の一つである。

内所は旧暦の六月十四、十五の両日、船頭町は『おんばらい』の深刻を計算に入れて、だいたい六月の二十九、三十日を祭日にした。

大正五、六年ごろ、内所の神明社と五所神明社とに移祀されていたので、祭事は五所神明社で、『つくりもん』や見立細工は内所全所をあげて賑わった。船頭町の住吉祭は番匠河畔鳩ヶ鼻にその社祠があるため、祭事のすべてが神社で行なわれた。鳩ヶ鼻の石堤をめぐって内所に通じる住吉川、それはドブ川であつたけれど、宵蘭はその醜をかくして、川岸の桜樹などにつるされた献燈が祭情緒を浮き立てた。

内所に生まれ、三十年の歳月をこの土地の商家に送った筆者は、いま往時を回想して名物祭のおもかげをしのんでいる。そして手記にある大正三年八月発行の、佐伯自治新聞(前南草堂行佐伯新聞の前身)にのせられた、内所夏祭の見立細工『つくりもん』の記事に、幼い日の思い出を追っている。記事は、待つかまえていた内所の見立細工として、その出来栄を評している。

○高野新酒屋の「虎と鷲」すこぶ雄大なが、虎の歳が河馬に似て
 いる。○和泉糸店の二十四折以上出来、すみからすみまで自糸
 にて雪景色を現わし、筒はり湯は清麗。○伊東小間物店の富士
 山と竜。○白井煙草会社カ竹に虎。○今休金物店の花
 毎年ながら傑作。○同呉服店の京人形。○武蔵屋物店の梅
 牛引き。○河久糸店の犬と菊花。○今喜乾物店の梅
 新店のイルミネーションは最新。○茶田骨董店は飄筆と駒
 中やカ弁履、見立細工の真髓を得たり。○今泉呉服店(今理)
 の飄筆に駒。○但馬屋ミシン店の浦島太郎。○米屋呉服店
 (丸月)の浦島太郎。○富高薬店の波の引船。○池田の三様
 海点に近し。○大久米乾物店の鯉の滝上り。○戒樓の洋瑠璃
 ○深津写真館の盆栽。○油屋旅館の狸の腹鼓。至極簡單ながら
 面白、意匠。○平川青物店の二見浦。○長岡醬油店の慈念と鼓
 盛。○清水魚具店の山羊は装束。○依殿屋物店のカキカ山唯一
 のお伽まつて意匠技所共によし。○滝菜子店の涼輪。○今牧唐津
 店の自鳴車、奇抜。○ますや履物店の琵琶歌。○丁字屋の文福茶
 釜。○竹田屋乾物店の光秀に蘭丸。○月本平雜貨店の忠茂卿。
 ○保光乾物店の虎と竜、上出来。○泉保洋品店の狐忠信。○洗谷
 金物店の四君子、精巧無比、申し分なし。○今泉洋物店(今式)の
 飛行機。○月本茶店の露七とおみわ。○和泉穀物店の水鶏
 説十段目。○井沢穀物店の神靈矢の渡し、等々

宵殿、祭日と二日間にあたり賑った夏祭、まだ電灯
 の充分でなかつたころとて、店一ぱいに広げた「つくり
 もん」也見立細工の照明は、たいてい「アセチレンガス灯
 であつた。大正五六年ころから電灯が行きあたり、百燭
 光をいくつつけたかが店の盛衰をまの語るようになった。
 ほかに娯楽の少ない時代のこととて、在浦の人々が縁族
 知人の家々に祭客として押しかけた。もちん祭日二日
 間は商売どまり、若し町外で「モネ」商いをする者があ
 ったなら、指弾されるような時代であつた。(終)

研究

日常生活の諸願届 (一)

羽出浦庄産古文書 (高)

賛助会員 安部弥右衛門

本字では、漁村に於ける人々の日常生活の中から出て
 きた、いろ／＼な願届を紹介しよう。このよう願届、届
 日、税収と治安維持のため必要であり、又他願への出
 入、通行及び通行手形を藩から交付して、携帶させる必
 要があり、また交付した手形は、旅行の目的を果し滞村
 した時には、届書と添えて藩庁に返納したものであろう。
 又予定していた期間を過ぎて、村に滞留せぬ者はい
 ては、村役人から其旨を藩庁に報告書を出して、いたよう
 である。

(第一資料)

仕立出帆御断之事

也下

一巻繰上夜帆 積荷物 煮干質 友助 船

但 沖船頭 自身 加子 居浦 源四郎

同 蒲江浦 因蔵 因中越浦 吉蔵

右之船荷物積立、来山十日出帆仕頼戸内迄罷登申度奉

願候 御慈悲之上ヲ以御往來被為 仰付被下候ハハ難

有仕合可奉存候 依此段御断申上候 以上

卯二月八日 三役人 印

進上